

高槻市景観規則をここに公布する。

平成 21 年 9 月 11 日

高槻市長 奥 本 務

高槻市規則第 41 号

高槻市景観規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び高槻市景観条例（平成 21 年高槻市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物の範囲)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 煙突（支枠がある場合においては、これを含む。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物を掲出し、又は表示するための広告塔、広告板等を除く。）
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁、垣、さくその他これらに類するもの
- (6) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- (7) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (8) 立体駐車場（建築物を除く。）
- (9) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの（建築物を除く。）
- (11) その他市長が指定するもの

(事前協議の方法)

第3条 条例第14条の規定による協議は、景観計画区域内行為事前協議申出書(様式第1号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申出書には、別表第1に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

(景観計画区域内における行為の届出)

第4条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第1項及び条例第15条第2項の届出書は、景観計画区域内行為届出書(様式第2号)とする。

2 条例第15条第2項の規則で定める図書は、別表第1に定める図書のうち市長が必要と認めるものとする。

(行為の届出に係る氏名等の変更の届出等)

第5条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、次に掲げるいずれかの事項に変更があったときは、氏名等変更届出書(様式第3号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所(法人その他の団体にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)

(2) 行為の着手予定日又は完了予定日

2 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を取りやめたときは、景観計画区域内行為取りやめ届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(行為の変更の届出)

第6条 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の変更届出書には、別表第1に定める図書のうち設計又は施行方法の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。ただし、市長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

(勧告及び公表の方法)

第7条 法第16条第3項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 条例第19条第1項の規定による勧告の公表は、勧告を受けた者の氏名又

は名称、勧告の内容その他市長が必要と認める事項を、告示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(行為の通知)

第8条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(様式第6号)により行わなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の通知書について準用する。

(行為の完了の届出)

第9条 条例第22条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届出書(様式第7号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、別表第2に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

(身分証明書)

第10条 法第17条第8項に規定する証明書は、身分証明書(様式第8号)とする。

(景観重要建造物等の標識)

第11条 法第21条第2項に規定する標識は、景観重要建造物標識(様式第9号)とする。

2 法第30条第2項に規定する標識は、景観重要樹木標識(様式第10号)とする。

(景観審議会)

第12条 高槻市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、条例第29条第4項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。
- 8 専門部会は会長が指名する委員をもって組織する。
- 9 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 10 審議会の庶務は、都市産業部において行う。
- 11 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 高槻市景観審議会規則（平成20年高槻市規則第8号）は、廃止する。

別表第1（第3条、第4条、第6条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び当該行為の場所
現況カラー写真 (周辺部を含む。)	当該行為を行う敷地全体及び敷地周辺の状況
写真撮影位置図	現況カラー写真の撮影の位置及び方向
現況平面図	当該行為を行う敷地全体の現況
配置図	敷地の境界線、敷地内における建築物、工作物又は広告物の位置、駐車場又は駐輪場の位置、ごみ集積設備の位置、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員その他当該行為を行う敷地の計画の状況
平面図	縮尺、方位、主要部分の寸法及び開口部の位置並びに切盛行為を行う場合にあっては、当該切盛の箇所（該当箇所を着色）、のり面処理材料等
植栽配置図	当該行為を行う敷地内の植栽の位置及び高、中、低木、地被類等の区別、植栽する樹種名等
立面図	建築物又は工作物の各面の外観の構造、材料、仕上げ、色彩（マンセル値に基づいた色相、明度及び彩度の数値による。）、照明その他の意匠
断面図	(1) 建築物の新設等又は工作物の新設等を行う場合 軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物又は工作物の高さ並びに主要部分の寸法 (2) 切盛行為を行う場合 現況及び計画の区分、当該切盛の箇所（該当箇所を着色）、のり面処理材料、擁壁の構造及び高さ、外観の仕上げ等
その他市長が必要と認める図書	市長が指示する事項

備考

- 1 付近見取図は、都市計画図等に当該行為を行う敷地を朱記したものとする。
- 2 現況カラー写真（周辺部を含む。）は、当該行為を行う敷地全体及び敷地周辺の状況が分かるものを複数方向から撮影したものとする。
- 3 平面図は、建築物の新築等を行う場合にあっては、計画している各階ごとのものとする。
- 4 立面図は、建築物又は工作物の彩色が施された2面以上のものとする。
- 5 その他市長が必要と認める図書は、景観形成基準チェックシート、景観シミュレーション図等のうち市長が指示するものとする。
- 6 この表に掲げる図書の縮尺は、当該行為の規模に応じて、明示すべき事項を

適切に表示できる縮尺とする。

別表第2（第9条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び当該行為の場所
竣工カラー写真 (周辺部を含む。)	当該行為を行った敷地全体の状況及び建築物又は工作物にあつては、各面の全景
写真撮影位置図	竣工カラー写真の撮影の位置及び方向
配置図	敷地の境界線、敷地内における建築物又は工作物の位置、駐車場又は駐輪場の位置、ごみ集積設備の位置、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員その他当該行為を行った敷地の施行の状況
その他市長が必要と認める図書	市長が指示する事項

備考

- 1 付近見取図は、都市計画図等に当該行為を行った敷地を朱記したものとする。
- 2 竣工カラー写真（周辺部を含む。）は、当該行為を行った敷地全体の状況が分かるものを複数方向から撮影したものとする。
- 3 この表に掲げる図書の縮尺は、当該行為の規模に応じて、明示すべき事項を適切に表示できる縮尺とする。

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内行為事前協議申出書

平成 年 月 日

（あて先）高槻市長

住 所
氏 名 印
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、その名称及び代表者の氏名〕
電 話

高槻市景観条例第14条の規定に基づき、次のとおり景観計画区域内における行為について事前協議を申し出ます。

行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物の新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採		
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
行為の場所			
用途・種類			
行為の期間		着手予定年月日	年 月 日
		完了予定年月日	年 月 日
行為地の現況			
設計者	住 所		※受付欄
	氏 名		
	電話番号		

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 行為地の現況は、詳細に記載してください。

設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物		計画に係る部分	計画以外の部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²	
		構造・階数		構造	階数	
		仕上げ 材 料	屋 根			
			外 壁			
		色 彩	屋 根			
			外 壁			
	屋上に設置する建築設備					
	工 作 物		計画に係る部分	計画以外の部分	合 計	
		築造面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²	
		構 造				
		仕上げ材料				
		色 彩				
		建築物に設置する場合の当該建築物の高さ			m	
	開 発 行 為 等	行 為 面 積		m ²		
		のり面の最高高さ及びのり面処理方法				
	木 竹 の 伐 採 等	区 域 面 積		m ²		
		伐採又は植樹の主要樹種				
		伐採跡地の用途				
	屋 外 に お け る 堆 積 等	敷地面積		m ²		
		堆積物の種類				
		堆積面積		m ²		
堆積の最高高さ		m				
堆積期間		年 月 日から 年 月 日まで				

備考

- 1 色彩は、マンセル値を記載してください。
- 2 のり面処理方法については芝付け、石積、擁壁等と具体的に記載してください。
- 3 堆積物の種類は、その具体的な名称を記載してください。

様式第2号（第4条関係）

景観計画区域内行為届出書

平成 年 月 日

（あて先）高槻市長

住所
氏名 印
届出者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所）
の所在地、その名称及び代表者の氏名
電話

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議申出年月日	年 月 日	番 号	第 号
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物の新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採		
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
行為の場所			
用途・種類			
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	
行為地の現況			
設計者	住所		※受付欄
	氏名		
	電話番号		

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 行為地の現況は、詳細に記載してください。

設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物		計画に係る部分	計画以外の部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²	
		構造・階数	構造		階数	
		仕上げ 材 料	屋 根			
			外 壁			
		色 彩	屋 根			
			外 壁			
	屋上に設置する建築設備					
	工 作 物		計画に係る部分	計画以外の部分	合 計	
		築造面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²	
		構 造				
		仕上げ材料				
		色 彩				
		建築物に設置する場合の当該建築物の高さ		m		
	開 発 行 為 等	行為面積			m ²	
		のり面の最高高さ及びのり面処理方法				
	木 竹 の 伐 採 等	区域面積			m ²	
		伐採又は植樹の主要樹種				
伐採跡地の用途						
屋 外 に お け る 堆 積 等	敷地面積			m ²		
	堆積物の種類					
	堆積面積			m ²		
	堆積の最高高さ			m		
	堆積期間	年 月 日から 年 月 日まで				

備考

- 1 色彩は、マンセル値を記載してください。
- 2 のり面処理方法については芝付け、石積、擁壁等と具体的に記載してください。
- 3 堆積物の種類は、その具体的な名称を記載してください。

様式第3号（第5条関係）

氏名等変更届出書

平成 年 月 日

（あて先）高槻市長

住所
氏名 印
届出者 法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、その名称及び代表者の氏名
電話

景観法第16条第1項の規定による届出に係る事項を変更したので、高槻市景観規則第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の届出年月日	年 月 日	番 号	第 号
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物の新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採		
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
行為の場所			
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 の 内 容	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称	変 更 前	
		変 更 後	
	<input type="checkbox"/> 住所又は主たる 事務所の所在地	変 更 前	
		変 更 後	
	<input type="checkbox"/> 行為の着手 予定年月日	変 更 前	年 月 日
		変 更 後	年 月 日
<input type="checkbox"/> 行為の完了 予定年月日	変 更 前	年 月 日	
	変 更 後	年 月 日	
※ 受 付 欄			

備考

- 1 変更の内容の欄には、該当する項目について記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第4号（第5条関係）

景観計画区域内行為取りやめ届出書

平成 年 月 日

（あて先）高槻市長

住所
氏名 印
届出者 法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、その名称及び代表者の氏名
電話

景観法第16条第1項の規定による届出に係る行為を取りやめたので、高槻市景観規則第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の届出年月日	年 月 日	番 号	第 号
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物の新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採		
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
行為の場所			
取りやめの理由			
※ 受付欄			

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号（第6条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

平成 年 月 日

（あて先）高槻市長

住所
氏名 印
届出者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所）
の所在地、その名称及び代表者の氏名
電話

景観法第16条第1項の規定による届出に係る事項を変更したいので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の届出年月日	年 月 日	番 号	第 号
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物の新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採		
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
行為の場所			
用途・種類			
行為の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
変更の理由			
設計者	住所		※受付欄
	氏名		
	電話番号		

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

		変 更 前		変 更 後	
設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物				
		敷地面積		m ²	m ²
		建築面積		m ²	m ²
		高さ		m	m
		外観の変更面積		m ²	m ²
		構造・階数		構造 階数	構造 階数
		仕上げ 材 料	屋 根		
			外 壁		
		色 彩	屋 根		
			外 壁		
	屋上に設置する 建築設備				
	工 作 物	築造面積		m ²	m ²
		高さ		m	m
		外観の変更面積		m ²	m ²
		構 造			
		仕上げ材料			
		色 彩			
		建築物に設置する 場合の当該建 築物の高さ		m	m
	開 発 行 為 等	行 為 面 積		m ²	m ²
		のり面の最高高 さ及びのり面処 理方法			
	木 竹 の 伐 採 等	区 域 面 積		m ²	m ²
		伐採又は植樹の 主要樹種			
		伐採跡地の用途			
	屋 外 に お け る 堆 積 等	敷地面積		m ²	m ²
		堆積物の種類			
		堆積面積		m ²	m ²
		堆積の最高高さ		m	m
堆積期間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		

様式第6号（第8条関係）

景観計画区域内行為通知書

平成 年 月 日

（あて先）高槻市長

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

電 話

印

景観法第16条第5項後段の規定により、次のとおり通知します。

行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物の新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採		
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
行為の場所			
用途・種類			
行為の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
行為地の現況			
設計者	住 所		※受付欄
	氏 名		
	電話番号		

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 行為地の現況は、詳細に記載してください。

設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物		計画に係る部分	計画以外の部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²	
		構造・階数	構造		階数	
		仕上げ 材 料	屋 根			
			外 壁			
		色 彩	屋 根			
			外 壁			
	屋上に設置する建築設備					
	工 作 物		計画に係る部分	計画以外の部分	合 計	
		築造面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²	
		構 造				
		仕上げ材料				
		色 彩				
		建築物に設置する場合の当該建築物の高さ			m	
	開 発 行 為 等	行為面積			m ²	
		のり面の最高高さ及びのり面処理方法				
	木 竹 の 伐 採 等	区域面積			m ²	
		伐採又は植樹の主要樹種				
伐採跡地の用途						
屋 外 に お け る 堆 積 等	敷地面積			m ²		
	堆積物の種類					
	堆積面積			m ²		
	堆積の最高高さ			m		
	堆積期間	年 月 日から		年 月 日まで		

備考

- 1 色彩は、マンセル値を記載してください。
- 2 のり面処理方法については芝付け、石積、擁壁等と具体的に記載してください。
- 3 堆積物の種類は、その具体的な名称を記載してください。

様式第7号（第9条関係）

景観計画区域内行為完了届出書

平成 年 月 日

（あて先）高槻市長

住所
氏名 印
届出者 } 法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、その名称及び代表者の氏名
電話

景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為を完了したので、高槻市景観条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の届出年月日	年 月 日	番 号	第 号
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物の新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替） ・色彩の変更		
行為の場所			
用途・種類			
行為の期間	行為の着手年月日	年 月 日	
	行為の完了年月日	年 月 日	
設計者	住 所	※受付欄	
	氏 名		
	電話番号		

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第8号（第10条関係）

(表)

9 c m		
第 号	身 分 証 明 書	<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;">写 真</div>
所 属 氏 名 生年月日	上記の者は、景観法第17条第6項の規定による原状回復等又は同条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査を行う職員であることを証明する。	
発 行 日 平 成 年 月 日 有 効 期 限 平 成 年 月 日		5 . 5 c m
高槻市長		印

(裏)

景 観 法 （ 抜 粋 ）
(変更命令等) 第17条（第1項から第5項まで省略） 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。 7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。 (第9項省略)

様式第9号（第11条関係）

景観重要建造物標識

30 cm

景観重要建造物

この建造物は、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物です。

指定番号 第 号

建造物名

指定年月日 年 月 日

高槻市

21 cm

様式第10号（第11条関係）

景 観 重 要 樹 木 標 識

30 cm

景観重要樹木

この樹木は、景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要
樹木です。

指 定 番 号 第 号

樹 木 名

指 定 年 月 日 年 月 日

高 槻 市

21 cm